

IV 作成例編

作成例 1 寄附行為変更の条項及び事由

寄附行為変更の条項及び事由（※1）

本法人は、従来、中学校、小学校及び幼稚園を運営してきたが、この度新たに高等学校を設置することとなったので、これに伴い寄附行為を下記のとおり変更するものである。

記

- 1 第4条中、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

〇〇高等学校 全日制課程普通科

事由：

- 2 第6条第1項中、「理事5人」を「理事6人」に改める。

事由：

- 3 第6条第2項中、「評議員6人」を「評議員7人」に改める。

事由：

- 4 附則として次の附則を加える。（※2）

附 則

この寄附行為は、青森県知事の認可の日（ 年 月 日）から施行する。

事由：

○作成上の注意

（※1）内容は、寄附行為新旧対照表（作成例2）と一致させること。

（※2）附則は、寄附行為変更のたびに記載されるものであるため、過去の附則を含めて省略せず、全て記載すること。

作成例 2 寄附行為新旧比較対照表

寄附行為新旧比較対照表（※1）

新	旧
<p>(設置する学校法人)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) <u>〇〇高等学校 全日制課程普通科</u></p> <p>(2) <u>〇〇中学校</u> (※2)</p> <p>(3) <u>〇〇小学校</u></p> <p>(4) <u>〇〇幼稚園</u></p> <p>(5) <u>幼保連携型認定こども園〇〇園</u></p> <p>(役員及び評議員の設置)</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>6名</u></p> <p>(2) 監事 <u>2名</u></p> <p>2 この法人に、評議員<u>7名</u>を置く。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>3 <u>この寄附行為は、青森県知事の認可の日（〇〇年〇月〇日）から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校法人)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 〇〇中学校</p> <p>(2) 〇〇小学校</p> <p>(3) 〇〇幼稚園</p> <p>(役員及び評議員の設置)</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 5名</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 この法人に、評議員6名を置く。</p> <p>(新設)</p>

○作成上の注意

(※1) 内容は、寄附行為変更の条項及び事由（作成例1）に一致させること。

(※2) 変更に係る条文のみ記載し、変更箇所は下線（朱線）を付して明示すること。

作成例3 財産目録

財 産 目 録 (年 月 日現在)

I 資産総額 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 内 1 基本財産 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 2 運用財産 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 (3 収益事業用財産 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
 II 負債総額
 III 正味財産

[1] 資産
 1 基本財産

(1) 土地 〇〇〇, 〇〇〇平方メートル 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

種別	所在地	新設校	既設校 と共用	既設校専用	計	価額	備考
校舎敷地	県 市 町 番地	m ²	m ²	m ²	m ²	円	
講堂敷地	県 市 町 番地	m ²	m ²	m ²	m ²	円	
運動場							
図書館敷地							
体育館敷地							
寄宿舍敷地							
計		m ²	m ²	m ²	m ²	円	

(2) 建物 〇〇〇, 〇〇〇平方メートル 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 建物仮勘定 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

種別	所在地	構造	新設校専用	既設校 と共用	既設校専用	計	価額	備考
校舎	県 市 町 番地		m ²	m ²	m ²	m ²	円	
講堂	県 市 町 番地		m ²	m ²	m ²	m ²	円	
図書館								
体育館								
寄宿舍								
倉庫								
計			m ²	m ²	m ²	m ²	円	

(3) 図書 〇〇冊 〇〇, 〇〇〇円

種別	冊数	価額	備考
一般教育図書	冊	円	
専門図書	冊	円	
学術雑誌その他			
計	冊	円	

(4) 教具・校具及び備品 〇〇点 〇〇, 〇〇〇円
ア 教具・校具

名称又は種類	冊数	価額	備考
	点	円	
	点	円	
計	点	円	

(注) 教具は、教育上必要な機械、器具、標本及び標本等を記載すること。また、校具は、教育上必要な机、椅子等について記載すること。

イ その他の備品

名称又は種類	冊数	価額	備考
	点	円	
	点	円	
計	点	円	

(注) 教具・校具以外の事務上必要な備品（例：事務用及び会議用机・椅子、応接セット、書類だな、ロッカー、計算機等）を記載すること。

(5) その他 〇〇点 〇〇, 〇〇〇円

名称又は種類	冊数	価額	備考
	点	円	
	点	円	
計	点	円	

(注) 上記に含まれない基本財産について記載すること。（例：構築物、車輛、電話加入権、施設利用権等）

2 運用財産

(1) 預金・現金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 ア 預金

預金種別	預入先	金額	利率	備考
		円	%	
		円	%	
計		円		

イ 現金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(2) 積立金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

種類内訳	預入先又は信託先	金額	利率	備考
教職員退職給与引当積立金		円	%	
施設拡充整備資金積立金		円	%	
計		円		

(注) 例えば、施設拡充整備資金又は校舎再建の引当金等を有価証券で有する場合は、後記(3)有価証券の記載様式に準じて記載すること。

(3) 有価証券 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

銘柄	券面金額	数量	利回り又は配当率	取得年月日	取得価額又は評価額	備考
	円		%		円	
	円		%		円	
計					円	

(4) 不動産 〇〇〇, 〇〇〇平方メートル 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 ア 土地

種別	所在地	面積	価額	備考
		m ²	円	
		m ²	円	
計		m ²	円	

イ 建物 〇〇〇, 〇〇〇平方メートル 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

種別	所在地	面積	価額	備考
		m ²	円	
		m ²	円	
計		m ²	円	

(5) 貯蔵品
 事務用品教材用品 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 建設用材 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

種類	用途	評価額	備考
事務用消耗品		円	
教材用消耗品		円	
建設用〇〇材		円	
取壊校舎〇〇財		円	
計		円	

(6) 未収金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

種類	数量 (口数)	金額	備考
未収授業料		円	
計		円	

(7) 前払金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

種類	数量 (口数)	金額 (又は評価額)	備考
〇〇年度教材費		円	
未経過火災保険料		円	
計		円	

(8) その他 ○○, ○○○, ○○○円

種類	数量	金額	備考
		円	
		円	
計		円	

(注) 上記に含まれない運用財産について記載すること。(例: 敷金、長期貸付金、短期貸付金等)

3 収益事業用財産

(イ) 事業用敷地 ○○○平方メートル ○○, ○○○, ○○○円
 (ロ) 事業用建物 ○○○平方メートル ○○, ○○○, ○○○円
 (ハ) 事業用動産 円
 (ニ) 現金 円
 (ホ) 事業用積立金 円

(注) 各財産種別の記載様式は、基本財産、運用財産の内訳記載様式に準じて作成すること。

[2] 負債

1 固定負債
 (イ) 長期借入金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 (ロ) 学校債 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 (ハ) 退職給与引当金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 計 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

種類	数量	金額	用途	償還期限	利率	その他の主要事項
長期借入金		円				
1 日本私立学校振興・共済事業団		円			%	
2 〇〇銀行		円			%	
3 学校債		円				
学校債		円				
退職給与引当金		円				
計		円				

2 流動負債
 (イ) 短期借入金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 (ロ) 手形債務 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 (ハ) 前受金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 (ニ) 未払金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 (ホ) 預り金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 計 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

種類	数量	金額	用途	利率	その他の主要事項
短期借入金		円			
1 日本私立学校振興・共済事業団		円		%	
2 〇〇銀行		円		%	
手形債務		円			
前受金		円			
1 〇〇年度授業料		円			
2 〇〇年度入学金					
未払金		円			
1 私立学校教職員共済組合掛金		円			
2 日本私立学校振興・共済事業団償還金		円			
預り金		円			
計		円			

[3] 借用財産

(1) 土地 ○○○, ○○○平方メートル

種別	所在地	新設校専用	既設校と共用	既設校専用	計	価額	備考
	県 市 町 番地	m ²	m ²	m ²	m ²	円	
	県 市 町 番地	m ²	m ²	m ²	m ²	円	
計		m ²	m ²	m ²	m ²	円	

(2) 建物 ○○○, ○○○平方メートル

種別	所在地	構造	新設校専用	既設校と共用	既設校専用	計	価額	備考
	県 市 町 番地		m ²	m ²	m ²	m ²	円	
	県 市 町 番地		m ²	m ²	m ²	m ²	円	
計			m ²	m ²	m ²	m ²	円	

○作成上の注意

(※1) この財産目録は、申請書提出日の直近の一定日で作成すること。

(※2) ()で囲んでいる項目は、収益事業を行っている場合に記載すること。

(※3) 「(1) 土地」の表については、当該土地を、申請に係る学校の専用としている場合には、「新設校専用」の項に、他の学校との共用としている場合には、「既設校との共用」の項に、他の学校の専用としている場合には「既設校専用」の項にその面積を記入し、他の学校と共用している場合には、「備考」の項にその状況を記載すること。「(3) 建物」の表においても同じ。

(※4) 「[3] 借用財産」の「(1) 土地」及び「(2) 建物」の表の「備考」の項には、借用相手方氏名、借用条件等を記載すること。

作成例4 寄付申込書

年 月 日

学校法人〇〇〇〇
設立代表者

様

(※1)

住所

氏名

寄 付 申 込 書 (※2)

学校法人〇〇学園の設立に際しては、下記のことを寄付いたします。

記

1	校地	m ²	青森県〇〇市〇〇丁目〇番地所在	
2	校舎	m ²	青森県〇〇市〇〇丁目〇番地所在	(※3)
3	設備 (教具、校具、備品)	点	円 (別紙目録のとおり)	
4	現金 (預金)		円 (別紙証明書のとおり)	
	計		円	

○作成上の注意

(※1) 寄付する者が法人の場合は、当該法人の定款又は寄附行為、寄付に係る決議録写しを添付すること。

(※2) 設立代表者による原本証明を行うこと (押印不要)。

(※3) 寄付財産については、寄付者の所有であることを証明する書類 (登記事項証明書、預貯金証明書等) を添付すること。

留意事項

○寄付金について

「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可審査基準」(令和7年4月1日施行)第3条第3項では、次のいずれかに該当するものは、寄附金として取り扱うことができないと定めています。

- (1) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められないもの。
- (2) 寄付能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金等

このほか、寄付者が学校法人以外の法人である場合、当該法人を所管する法令上、寄付が認められない場合があるので注意してください。

作成例 5 債務引継書

年 月 日

学校法人〇〇〇〇
設立代表者 様

住所
氏名

債務引継書(※1)

学校法人〇〇〇〇設立の上は下記のとおり債務を引き継ぎます。

記

債務の種類	金額	債務の相手方	備考
借入金	円	〇〇銀行〇〇支店	日本私学振興・共済事業団貸付金
校(園)舎建築費	円		校(園)舎建築費の未払金
	円		
計	円		

○作成上の注意

(※1) 設立代表者による原本証明を行うこと(押印不要)。

留意事項

○施設又は設備の整備に伴う負債について

「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可審査基準」(令和7年4月1日施行)第7条は、「特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、総資産額に対する総負債額の割合が25%以下において認めるものとする。」と定めています。

また、この場合の負債とは、「原則として、日本私立学校振興・共済事業団又は銀行等負債に係る融資が確実に受けられると認められる金融機関からの借入金によるものでなければならない。」としています。

作成例6 設立決議録

学校法人〇〇学園設立発起人会決議録

1 日時及び場所

年 月 日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
青森県 番地 〇〇会議室

2 設立発起人

氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇（※1）

3 議案

- (1) 学校法人〇〇学園設立及び〇〇学校の設置について
- (2) 設立代表者の選任について
- (3) 寄付受領について
- (4) 債務引継について
- (5) 設立当初の役員選任について

4 議事の経過及びその結果

〇〇時〇〇分、互選により〇〇〇〇氏が議長となり、学校法人〇〇学園設立について意見を述べた後、開会を宣して議案の審議に入った。

第1号議案 学校法人〇〇学園設立の件

〇〇〇〇氏から寄附行為案を示して、学校法人設立について意見が述べられ、次いで審議に入ったが、二、三の質問後、全員異議なく可決した。

第2号議案 設立代表者選任の件

設立発起人互選の結果、〇〇〇〇氏を設立代表者を定め、学校法人設立及び〇〇学校設置に関する一切の権限を委任することとし、全員異議なく決定した。

第3号議案 寄付受領の件

〇〇〇〇氏寄付申込みの物件は、これを受領することに全員異議なく決定した。

第4号議案 債務引継の件

議長から学校法人設立後、校舎等の要した資金の借入金等の債務引継について提案がなされ、審議の結果やむを得ないものと認め、全員異議なく承認した。

第5号議案 設立当初の役員の件

議長から設立発起人全員が役員就任の提案があったが、私立学校法の役員選任の規定もあるとの意見があつて、審議の結果、次の者が就任することを全員異議なく承認した。

理事 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

監事 〇〇〇〇、〇〇〇〇

よって、議長は、議事終了の旨を述べて〇〇時〇〇分閉会を宣した。

氏名 ○○○○
○○○○
○○○○
○○○○
○○○○
○○○○

} (※2)

以上は原本と相違ありません。

年 月 日

学校法人○○学園
設立代表者 氏名

} (※3)

○作成上の注意

- (※1) 出席発起人全員の氏名を記載すること。
- (※2) 発起人会決議録は、発起人全員署名又は記名押印すること。
- (※3) 設立代表者による原本証明を行うこと（押印不要）。

作成例7 理事会決議録

(学校設置の場合)

理 事 会 議 事 録

1 日時及び場所

年 月 日 ○○時○○分～○○時○○分
青森県 番地 ○○会議室（オンライン併用）

2 理事定数 ○名

3 出席理事	○名	氏名○○○○、○○○○、○○○○、 ○○○○（オンライン出席）	} (※1)
欠席理事	○名	氏名○○○○	
出席監事	○名	氏名○○○○	
欠席監事	○名	氏名○○○○	

4 議案

- (1) ○○幼稚園の設置について
- (2) ○○幼稚園の設置に伴う寄附行為の変更について
- (3) ○○氏申込みの学校資産寄付受領について

5 議事

○○時○○分、○○理事（又は理事長）（※2）が議長となり、開会を宣して議案の審議に入った。

まず、議長から議案について詳細な説明がなされ、ついて協議を重ねた結果、（※3）全員異議なく次のとおり可決した。

- (1) ○○幼稚園を設置すること。
- (2) ○○幼稚園設置に伴い、寄附行為の一部を次のとおり変更すること。
第4条に「3 ○○幼稚園」の1号を加える。
- (3) 幼稚園の設備、教具、園具等を○○氏から当法人へ寄付申込みがあったが、これについては、この申込み敬意を表し、異議なく受領すること。

よって、議長は、議事終了の旨を述べて○○時○○分閉会を宣した。

議事録署名人		} (※4)
理事	○○○○	
監事	○○○○	

以上は原本と相違ありません。

年 月 日

学校法人○○学園	} (※5)
理事長 ○○○○	

○作成上の注意

- (※1) 理事及び監事の氏名及び出欠を記載すること。
- (※2) 寄附行為に基づき議長を選任すること。

- (※3) 賛否の状況について明確に記述すること。(賛成〇〇名、反対〇〇名などと記載。)
- (※4) 出席理事及び出席監事の署名か記名押印(又は、議長、出席理事から互選の2名以上、出席監事が署名)すること。
- (※5) 理事長による原本証明を行うこと(押印不要)。

留意事項

○理事会の運営について

理事会は、学校法人寄附行為に則って運営してください。

(参考) 学校法人寄附行為作成例(令和6年3月5日大学設置・学校法人審議会(学校法人分科会)決定)の一部抜粋

第三節 理事会の運営

(招集)

第18条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下第47条第2項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から十年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

*持ち回り議決について

私立学校法上、「理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と定められていることから、理事会を開催せずに、議事を理事に持ち回って議決することは無効となります。

理 事 会 議 事 録

1 日時及び場所

年 月 日 ○○時○○分～○○時○○分
青森県 番地 ○○会議室（オンライン併用）

2 理事定数 ○名

3 出席理事	○名	氏名○○○○、○○○○、○○○○、 ○○○○（オンライン出席）	} (※1)
欠席理事	○名	氏名○○○○	
出席監事	○名	氏名○○○○	
欠席監事	○名	氏名○○○○	

4 議案

- (1) ○○幼稚園の定員変更について
- (2) ○○幼稚園の定員変更に伴う園則の一部変更について

5 議事

○○時○○分、○○理事（又は理事長）（※2）が議長となり、開会を宣して議案の審議に入った。
まず、議長から議案について詳細な説明がなされ、ついて協議を重ねた結果、（※3）全員異議なく次のとおり可決した。

- (1) ○○幼稚園の現在の定員○○名を○○年4月1日から○○名に変更する。
- (2) 定員変更に伴い園則の一部を次のとおり変更する。

第10条中「収容定員は○○名とし、○学級とする。」を「収容定員は○○名とし、○学級とする。」に改める。

よって、議長は、議事終了の旨を述べて○○時○○分閉会を宣した。

議事録署名人			
理事	○○○○	} (※4)	
	⋮		
監事	○○○○		

以上は原本と相違ありません。

年 月 日

学校法人○○学園		} (※5)
理事長	○○○○	

○作成上の注意

- (※1) 理事及び監事の氏名及び出欠を記載すること。
- (※2) 寄附行為に基づき議長を選任すること。
- (※3) 賛否の状況について明確に記述すること。（賛成○○名、反対○○名などと記載。）
- (※4) 出席理事及び出席監事の署名か記名押印（又は、議長、出席理事から互選の2名以上、出席監事が署名）すること。
- (※5) 理事長による原本証明を行うこと（押印不要）。

評 議 員 会 決 議 録

1 日時及び場所

年 月 日 ○○時○○分～○○時○○分
 青森県 番地 ○○会議室（オンライン併用）

2 評議員 ○名

3 出席評議員	○名	氏名○○○○、○○○○（オンライン出席）、…	} (※1)
欠席評議員	○名	氏名○○○○	
出席監事	○名	氏名○○○○	
欠席監事	○名	氏名○○○○	

4 議案

- (1) ○○幼稚園の設置について
- (2) ○○幼稚園の設置に伴う寄附行為の変更について
- (3) ○○氏申込みの学校資産寄付受領について

5 議事

○○時○○分、○○氏が(※2)議長となり、本評議員会の成立を宣して議案の審議に入った。
 まず、議長から議案について詳細な説明がなされ、ついで協議を重ねた結果、(※3)全員異議なく次のとおり可決した。

- (1) ○○幼稚園を設置すること。
- (2) ○○幼稚園設置に伴い、寄附行為の一部を次のとおり変更すること。
 第4条に「3 ○○幼稚園」の1号を加える。
- (3) 幼稚園の設備、教具、園具等を○○氏から当法人へ寄付申込みがあったが、これについては、この申込みにて敬意を表し、異議なく受領すること。
 よって、議長は、議事終了の旨を述べて○○時○○分閉会を宣した。

議事録署名人		
議長	○○○○	} (※4)
評議員	○○○○	
監事	○○○○	

以上は原本と相違ありません。

年 月 日

学校法人○○学園	} (※5)
理事長 ○○○○	

○作成上の注意

- (※1) 評議員及び監事の氏名及び出欠を記載すること。
- (※2) 寄附行為に基づき議長を選任すること。
- (※3) 賛否の状況について明確に記述すること。(賛成○○名、反対○○名などと記載。)
- (※4) 出席評議員及び出席監事の署名か記名押印(又は、議長、出席評議員から互選の2名以上、出席監事が署名)すること。
- (※5) 理事長による原本証明を行うこと(押印不要)。

留意事項

○評議員会の運営について

評議員会は、学校法人寄附行為に則って運営してください。

(参考) 学校法人寄附行為作成例(令和6年3月5日大学設置・学校法人審議会(学校法人分科会)決定)の一部抜粋

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の職務等)

第38条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

一 重要な資産の処分又は譲受け

二 多額の借財

三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

四 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更

五 収益事業に関する重要事項

六 私立学校法第23条第1項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める事項を除く寄附行為の変更

七 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

八 寄附金品の募集に関する事項

九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

一 私立学校法第23条第1項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める寄附行為の変更

二 私立学校法第109条第1項第一号に定める事由による解散

三 合併

第3節 評議員会の運営

(招集)

第42条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 会議の目的である事項があるときは、当該事項

三 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

四 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(運営)

第46条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第48条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から十年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

*持ち回り議決について

私立学校法上、「評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と定められていることから、評議員会を開催せずに、議事を評議員に持ち回って議決することは無効となります。

作成例9 事業計画書

事業計画書（申請年度から設立後就業年限に応じた事業計画）

	事業の種類(※1)	数量等	事業費	財源	備考
申請年度					
○年度					
○年度					
○年度					

○作成上の注意

(※1) 事業の種類の例示

校舎新築、増改築事業
 教具・校具整備事業
 教職員給与改善事業
 スクールバス購入事業

作成例 10 資金収支予算書

資金収支予算書

年 月 日から
年 月 日まで

収 入 の 部

(単位：円)

科 目	年度 (申請年度)	年度 (第一年次)	年度 (第二年度)	年度 (第三年次)	摘 要
学生生徒等納付金収入					
授業料収入					
入学金収入					
実験実習料収入					
施設設備資金収入 (何)					
手数料収入					
入学検定料収入					
試験料収入					
証明手数料収入 (何)					
寄付金収入					
特別寄付金収入					
一般寄付金収入					
補助金収入					
国庫補助金収入					
地方公共団体補助金収入 (何)					
資産売却収入					
施設売却収入					
設備売却収入					
有価証券売却収入 (何)					
付随事業・収益事業収入					
補助活動収入					
附属事業収入					
受託事業収入					
収益事業収入 (何)					
受取利息・配当金収入					
特定資産運用収入					
その他の受取利息・配当金収入					

雑収入					
施設設備利用料収入					
廃品売却収入					
(何)					
借入金等収入					
長期借入金収入					
短期借入金収入					
学校債収入					
前受金収入					
授業料前受金収入					
入学金前受金収入					
実験実習料前受金収入					
施設設備資金前受金収入					
(何)					
その他の収入					
(何) 引当特定資産取崩収入					
前期末未収入金収入					
貸付金回収収入					
預り金受入収入					
(何)					
資金収入調整勘定					
期末未収入金					
前期末前受金					
前年度繰越支払資金					
収入の部合計					

支 出 の 部

(単位：円)

科 目	年度 (申請年度)	年度 (第一年次)	年度 (第二年度)	年度 (第三年次)	摘 要
人件費支出					
教員人件費支出					
職員人件費支出					
役員報酬支出					
退職金支出					
(何)					
教育研究費支出					
消耗品費支出					
光熱水費支出					
旅費交通費支出					
奨学費支出					
(何)					
管理経費支出					
消耗品費支出					
光熱水費支出					
旅費交通費支出					
(何)					
借入金等利息支出					
借入金利息支出					
学校債利息支出					
借入金等返済支出					
借入金返済支出					
学校債返済支出					
施設関係支出					
土地支出					
建物支出					
構築物支出					
建設仮勘定支出					
(何)					
設備関係支出					
教育研究用機器備品支出					
管理用機器備品支出					
図書支出					
車両支出					
ソフトウェア支出					
(何)					

資産運用支出					
有価証券購入支出					
(何) 引当特定資産繰入支出					
収益事業元入金支出					
(何)					
その他の支出					
貸付金支払支出					
手形債務支払支出					
前期末未払金支出					
預り金支払支出					
前払金支払支出					
(何)					
[予備費]					
資金支出調整勘定					
期末未払金					
前払金支払金					
次年度繰越支払資金					
支出の部合計					

○作成上の注意

- 1 各表の「科目」欄の項については、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の資金収支計算書（同基準第1号様式）の科目に準じて作成すること。
- 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

作成例 1 1 主な収入内訳

1 主な収入内訳

区分	開設年度	○年度	○年度
学生生徒納付金	〇〇円 <算定基礎> 〇〇円×〇〇人	〇〇円 <算定基礎> 〇〇円×〇〇人 〇〇円×〇〇人	〇〇円 <算定基礎> 〇〇円×〇〇人 〇〇円×〇〇人 〇〇円×〇〇人
寄付金	〇〇円	〇〇円	〇〇円
補助金	〇〇円 <算定基礎> 〇〇円×〇〇人	〇〇円 <算定基礎> 〇〇円×〇〇人	〇〇円 <算定基礎> 〇〇円×〇〇人
借入金収入	〇〇円 <算定基礎> 〇〇銀行〇〇円 〇〇銀行〇〇円	〇〇円 <算定基礎> 〇〇銀行〇〇円 〇〇銀行〇〇円	〇〇円 <算定基礎> 〇〇銀行〇〇円 〇〇銀行〇〇円

2 生徒納付金内訳表（1人当たり年額）

（単位：円）

区分(※)		入学金	授業料			計	入学検定料
開設年度	1年						
○年度	1年						
	2年						
○年度	1年						
	2年						
	3年						

※ 開設年度以降、修業年限に応じた年数分とすること。

作成例 1 2 人件費支出内訳

人件費支出内訳（1人当たり年額）

区分	開設年度					○年度					○年度				
	本棒	賞与	諸手当	所定福利費	計	本棒	賞与	諸手当	所定福利費	計	本棒	賞与	諸手当	所定福利費	計
人件費	円	円	円	円	円										
専任教員	校長	円 人	円 人	円 人	円 人	円									
	教頭	円 人	円 人	円 人	円 人	円									
	教諭	円 人	円 人	円 人	円 人	円									
	助教諭	円 人	円 人	円 人	円 人	円									
	講師	円 人	円 人	円 人	円 人	円									
	助手	円 人	円 人	円 人	円 人	円									
兼任教員	円 人	円 人	円 人	円 人	円										
専任職員	円 人	円 人	円 人	円 人	円										
兼任職員	円 人	円 人	円 人	円 人	円										

※ 開設年度以降、修業年限に応じた年数分とすること。

作成例 1 3 学校設置に要する経費及び支出計画を記載した書類

学校設置に要する経費及び支出計画を記載した書類

			年 度	○年度	申請年度	開設年度	○年度	○年度	備 考
			契約相手方氏名 (契約年月日)	契約等 の金額	支払金額 (支払年月日)	支払金額 (支払年月日)	支払金額 (支払年月日)	支払金額 (支払年月日)	
校地	買収費	所在地： 面 積：	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)	〇〇〇円	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	
	造成費	所在地： 面 積：	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)						
	小 計			円	円	円	円	円	
校舎	〇〇課程 校舎	構 造： 面 積：	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)						完成： 年 月 日
	内 訳	建築工事	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)						完成： 年 月 日
		給排水工事	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)						完成： 年 月 日
		電気設備工事	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)						完成： 年 月 日
		材料工事	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)						完成： 年 月 日
	設計料	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)						履行： 年 月 日	
小 計			円	円	円	円	円		
図書	〇〇図書	冊数：	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)						納入： 年 月 日
	〇〇雑誌	冊数：	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)						納入： 年 月 日
	小 計			円	円	円	円	円	
教具 校具 設備	〇〇教具	数量：	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)						納入： 年 月 日
	〇〇校具	数量：	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)						納入： 年 月 日
	〇〇設備	数量：	〇〇株式会社 (〇年〇月〇日)						移入： 年 月 日
小 計			円	円	円	円	円	円	
合 計			円	円	円	円	円	円	
財源	現金・預金 〇〇円 (内訳) 〇〇銀行〇〇円 〇〇銀行〇〇円								
	寄付金 〇〇円 (内訳) 多数の寄付者がいる場合は別紙に記載すること。								
	借入金 〇〇円 (内訳) 〇〇銀行〇〇円 〇〇銀行〇〇円								
	合計 円								

- (※) 1 申請に係る学校設置に要する経費及び支払い計画については、年度ごとに区分して作成すること。
 2 校地及び校舎について借用がある場合は、備考欄に相手方及び賃借料を記入すること。
 3 現物寄付を受けた場合、「財源」欄に「その他」欄を設け、現物寄付の内容、価額、相手方を記入すること。
 4 校地、校舎については、契約書、領収書等の写しを添付すること。
 5 財源の各欄については、証明書を添付すること。(例：残高証明書、寄付申込書、貸付決定書等)

作成例 1 4 負債償還計画書

負債償還計画書

	借入先	当初借入金額	借入年月日	返済期間及び利率	申請時までの償還額	申請時現在の残額	借入金に対する返済計画					借入金の使途 (抵当権設定の状況)
							申請年度	○年度	○年度	○年度	○年度	
申請時の負債残高	日本私学振興・共済事業団	千円		○年 % ○年据置	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	
	〇〇銀行〇〇支店	千円		○年 % ○年据置	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	
	小計											
	(学校債)											
	(未払金)											
	小計											
申請時以降の借入予定												
	小計											
合計												
年度末残高(元金のみ)												
帰属収入に占める負債償還額(元金+利息)の割合 (短期借入金の元金を除く負債償還率)							% ()	% ()	% ()	% ()	% ()	

- (※) 1 法人全体の負債(未払金及び申請時以後に予定している負債を含む。)の償還計画を記入すること。
 2 「借入金に対する返済計画」の項には、当該年度分の利息を()内に記入すること。
 3 「借入金の使途」の項には、借入目的(例えば、〇〇高校〇〇科〇号館(〇〇㎡)、建築費(〇〇千円)に充当と記載する。)及び抵当権の設定状況(〇〇高校〇〇校舎に抵当権設定)を記載すること。
 4 短期借入金についても記載すること。

作成例 1 5 貸借対照表

貸借対照表
年 月 日

(単位：円)

資産の部 科 目	金 額			負債の部 科 目	金 額		
	本年度末	前年度末	増減		本年度末	前年度末	増減
固定資産				固定負債			
有形固定資産				長期借入金			
土地				学校債			
建物				長期未払金			
構築物				退職給与引当金			
教育研究用器機備品				(何)			
管理用機器備品				固定負債合計			
図書				流動負債			
車両				短期借入金			
建設仮勘定				1年以内償還予定学校債			
(何)				手形債務			
特定資産				未払金			
(何) 引当特定資産				前受金			
その他の固定資産				預り金			
借地権				(何)			
電話加入権				流動負債合計			
施設利用権				負債の部合計			
ソフトウェア				純資産の部			
有価証券				科 目			
収益事業元入金				基本金			
長期貸付金				第1号基本金			
(何)				第2号基本金			
固定資産合計				第3号基本金			
流動資産				第4号基本金			
現金預金				繰越収支差額			
未収入金				翌年度繰越収支差額			
貯蔵品				純資産の部合計			
短期貸付金							
有価証券							
(何)							
流動資産合計							
資産の部合計							

注記 重要な会計方針
 重要な会計方針変更等
 減価償却額の累計額の合計額
 徴収不能引当金の合計額
 担保に供されている資産の種類及び額
 翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
 その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

- (※) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

作成例 1 6 変更条文新旧比較対照表

学（園）則変更条項新旧対照表

新 学（園）則	旧 学（園）則
<p>(名称) 第2条 本校は、<u>〇〇〇小学校</u>という。(※1)</p> <p>(休業日、臨時授業及び臨時休業) 第8条 休業日は次のとおりとする。 (1) 日曜日 <u>(2) 土曜日</u> <u>(3) 国民の祝日に関する法律に規定する日</u> <u>(4) 夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで</u> ・ ・ ・</p> <p>(教職員組織) 第25条 本校に次の教職員を置く。 (1) 校長 1名 (2) 副校長 1名 (3) 教頭 1名 (4) 主幹教諭 1名 (5) 指導教諭 1名 (6) 教諭 <u>30名</u> ・ ・ ・</p> <p>附 則 (※2) 1 <u>この学則は、〇〇年〇月〇日より施行する。</u></p>	<p>(名称) 第2条 本校は、<u>▲▲小学校</u>という。</p> <p>(休業日、臨時授業及び臨時休業) 第8条 休業日は次のとおりとする。 (1) 日曜日 <u>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日</u> <u>(3) 夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで</u> ・ ・ ・</p> <p>(教職員組織) 第25条 本校に次の教職員を置く。 (1) 校長 1名 (2) 副校長 1名 (3) 教頭 1名 (4) 主幹教諭 1名 (5) 指導教諭 1名 (6) 教諭 <u>27名</u> ・ ・ ・</p> <p>(新設)</p>

○作成上の注意

(※1) 変更条文は、全文を記載し、変更箇所は下線（朱線）を引くこと。

(※2) 附則の記載を省略しないこと。

作成例 1 7 設立代表者の権限証明書

住所
氏名

設立代表者の権限証明書

このたび、学校法人〇〇学園設立について、上記の者を設立代表者と定めこの法人設立に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

設立発起人
氏名
氏名
氏名 } (※1)

以上は原本と相違ありません。
年 月 日

学校法人〇〇学園
設立代表者 氏名 } (※2)

○作成上の注意

(※1) 設立発起人は、全員署名又は記名押印すること。

(※2) 設立代表者による原本証明を行うこと（押印不要）。

作成例 1 8 就任承諾書（新設法人用）

年 月 日

学校法人〇〇学園
設立代表者 殿

住所
氏名

就 任 承 諾 書

学校法人〇〇学園設立の上で、理事（監事、評議員）に就任することを承諾します。

(添付書類)

履歴書 (※1)

以上は原本と相違ありません。
年 月 日

学校法人〇〇学園
設立代表者 氏名 } (※2)

○作成上の注意

(※1) 学歴、職歴その他を記載すること。

(※2) 設立代表者による原本証明を行うこと（押印不要）。

作成例 19 就任承諾書（既設法人用）

年 月 日

学校法人
理事長 殿

住所 }
氏名 } (※1)

就 任 承 諾 書

学校法人〇〇学園の理事（監事、評議員）に就任することを承諾します。

自 年 月 日
任期
至 〇年度定時評議員会終結の時

以上は原本と相違ありません。
年 月 日

学校法人〇〇学園 } (※2)
理事長 氏名 }

○作成上の注意

- (※1) 就任承諾者の署名又は記名押印をすること。
- (※2) 理事長による原本証明を行うこと（押印不要）。

作成例 20 新旧対照表（役員等変更）

新 旧 対 照 表

(新)						旧)			
	氏 名	選任条項 (※3)	変更 (※4)	年月日 (※5)	任 期 (※6)	氏 名	選任条項	変更	年月日
理事長 (※1)									
理 事 (※2) (※8)									
監 事									
評 議 員									
理事長			選 任 条 文 ※ 8	○-○ (理事の互選)					
(定数) 名	(現員) 名	(任期) 年		○-○-○ 校長 (定数) ○-○-○ 評議員 (評議員会選任) (定数) ○-○-○ 学識経験者 (理事会選任) (定数)					
(※7)	(○号を除く)								
監事	名	名	年	○-○ (評議員会の同意を得て理事長が選任)					

(備考)

○作成上の注意

- (※1) 「理事長」については、理事長及び理事の欄の両方に記載すること。
- (※2) 「理事」は選任条項の順に記載すること。
- (※3) 「選任条項」欄は、寄附行為上の選任条項を、「第○条第○項第○号」又は「○-○-○」のように記入すること。
- (※4) 「変更」欄は、「就任」、「重任」、「退任」、「辞任」、「死亡」、「解任」のように記入すること。
- (※5) 「年月日」欄には、「就任」等の年月日を記入すること。
- (※6) 「任期」欄には、役員就任等に係る任期の期間を記入すること。
- (※7) 寄附行為上任期の定めから除外されている理事は、例のように任期の下にその条項を括弧書きすること。
- (※8) 「選任条文」の欄は、寄附行為の内容を例のように記入すること。
- (※9) 変更を伴わない役員についても、必ず氏名、選任条項及び任期を記入すること。

作成例 2 1 理事会決議録（役員等変更）

理 事 会 決 議 録

1 日時及び場所

年 月 日 ○○時○○分～○○時○○分
青森県 番地 ○○会議室（オンライン併用）

2 理事定数 ○名

3 出席理事	○名	氏名○○○○、○○○○、○○○○、 ○○○○（オンライン出席）	} (※1)
欠席理事	○名	氏名○○○○	
出席監事	○名	氏名○○○○	
欠席監事	○名	氏名○○○○	

4 議案

(1) 理事○○氏の辞任に伴う後任理事選任の件

5 議事

○○時○○分、(※2) ○○理事（又は理事長）が議長となり、開会を宣して議案の審議に入った。
まず、議長から(※3) 寄附行為第○条第○項第○号選出理事○○氏から○○のため辞任の申し出があったこと、後任理事選任について説明がなされ、ついで協議を重ねた結果、○○氏の辞任について承認することとし、その後任として○○氏を選任することを満場一致で可決した。
よって、議長は、議事終了の旨を述べて○○時○○分閉会を宣した。

議事録署名人		} (※4)
理事	○○○○	
監事	○○○○	

以上は原本と相違ありません。

年 月 日

学校法人○○学園	} (※5)
理事長 ○○○○	

○作成上の注意

- (※1) 理事及び監事の氏名及び出欠を記載すること。
- (※2) 寄附行為に基づき議長を選任すること。
- (※3) 役員を選任区分を明確にすること。
評議員会において選任された理事である場合には、あらかじめ評議員会において選任手続きを行う必要があること。
- (※4) 出席理事及び出席監事の署名か記名押印（又は、議長、出席理事から互選の2名以上、出席監事が署名）すること。
- (※5) 理事長による原本証明を行うこと（押印不要）。

作成例 2 2 理事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類（誓約書）

年 月 日

青森県知事

殿

学校法人
理事長

誓 約 書

各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 1 私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であること
- 2 監事又は評議員を兼ねる者でないこと
- 3 理事のうちに、私立学校法第31条第4項各号に掲げる者が含まれていること
- 4 理事のうちに、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 5 他の理事のいずれか特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の3分の1を超えていないこと

○作成上の注意

(※1) 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。

(※2) 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上の評議員」は「3人以上の評議員」と変更することができる。

・私立学校法

（理事の資格及び構成）

第31条 次に掲げる者は、理事となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

三 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者

四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

五 学校法人が第135条第1項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前30日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から2年を経過しないもの

2 第33条第3項若しくは第48条第2項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第133条第10項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、当該学校法人の理事となることができない。

3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。

4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。

一 当該学校法人の設置する私立学校（2以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか1以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第36条第3項第3号において同じ。）

二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下

同じ。)の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)及び子法人に使用される者のいずれでもない者

- 5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかった場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。
- 6 理事は、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。

・学校教育法

(校長、教員の欠格事由)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該執行の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・私立学校法施行規則

(役員職務の適正な執行ができない者)

第10条

法第31条第1項第2号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めものは、精神の機能の障害により役員職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(特別利害関係)

第12条 法第31条第6項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の特別な利害関係として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 一方の者が他方の者の使用人である関係
- 三 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している関係
- 四 一方の者が他方の者の前2号に掲げる関係の者の配偶者である関係
- 五 一方の者が他方の者の第1号から第3号までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする関係

作成例 2 3 監事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類（誓約書）

年 月 日

青森県知事 殿

学校法人
理事長

誓 約 書

各監事について、次に適合していることを誓約します。

- 1 私立学校法第46条第1項各号に該当しない者であること
- 2 評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用されるものを兼ねる者でないこと。
- 3 監事のうちに、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

○作成上の注意

（※1）「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。

（※2）私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上の評議員」は「3人以上の評議員」と変更することができる。

作成例 2 4 評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類（誓約書）

年 月 日

青森県知事

殿

学校法人
理事長

誓 約 書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 1 私立学校法第6 2条第1項及び第2項に該当しない者であること
- 2 私立学校法第6 2条第3項各号に掲げる者が含まれていること
- 3 評議員のうちに、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 4 私立学校法第6 2条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えていないこと
- 5 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えていないこと
- 6 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えていないこと

○作成上の注意

- (※1) 「特別利害関係」は、私立学校法第3 1条第6項に規定するものをいう。
- (※2) 私立学校法第6 2条第3項第2号に掲げる者の該当が無い場合は、「私立学校法第6 2条第3項各号」は「私立学校法第6 2条第3項第1号」と変更することができる。
- (※3) 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第2 1号）附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上の評議員」は「3人以上の評議員」と変更することができる。

作成例 2 5 辞任届

年 月 日

学校法人
理事長 殿

住所
氏名

辞 任 届

私は、一身上の都合により、理事（監事、理事長又は評議員）を 年 月 日付けで辞任したい
のでお届けします。

以上は原本と相違ありません。
年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 〇〇〇〇

(※1)

○作成上の注意

(※1) 理事長による原本証明を行うこと（押印不要）。

作成例 2 6 学校法人設立要綱

学校法人設立要綱

名称								
事務所								
目的								
設置する校名								
役員		理事	名	氏名				
		監事	名	氏名				
評議員		定数	名					
資産総額								
資 産	基 本 産 財	校 地 (※1)	総面積 (内訳)	校舎建築面積	m ²	現所有者		
				運動場	m ²			
				その他	m ²			
			価額	円				
			校 舎 (※1)	総面積	m ²			
			構造		円			
			工期	着工	年	月	日	
			完成	年	月	日		
		校具・教具			円			
		図 書			円			
		その他備品			円			
	運 用 財 団 (※2)	現 金			円			
	収 益 事 業 財 産 (※3)	現 金			円			

○作成上の注意

- (※1) 校地、校舎を国又は地方公共団体から借用する場合は、相手方、借用面積等を記載すること。
- (※2) 現金以外の運用財産がある場合は、当該財産の種類及び金額（評価額等）を記載すること。
- (※3) 収益事業を行う場合は、記載すること。

作成例 27 年齢別幼児数調

年 月 日現在

- 1 幼稚園設置予定地の小学校区名
○○小学校区
- 2 幼稚園設置予定地の小学校区の隣接小学校区（※2）
○○小学校区、○○小学校区、○○小学校区、○○小学校区

年齢別幼児数調（※1）

年 齢	市町村幼児数	幼稚園設置予定地の小学校区の幼児数	幼稚園設置予定地の小学校区の隣接小学校区の幼児数の合計
0 歳児			
1 歳児			
2 歳児			
3 歳児			
4 歳児			
5 歳児			
合計			

○作成上の注意

- （※1）この書類は、幼稚園設置予定の市町村教育委員会に照会し、作成すること。
- （※2）幼稚園設置予定地の小学校区に隣接している小学校区名を全て記入すること。